○賑わい増進事業資金融資　関係様式

１　様式第２―１６号　地方公共団体資金貸付金貸付申請書

２　様式第２―１７号　地方公共団体資金貸付金貸付計画書

３　様式第２―１８号　地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書

４　様式第２―１９号　地方公共団体資金貸付金支払請求書

５　様式第２―２０号　地方公共団体資金貸付金借用証書

６　様式第２―２１号　認定計画提出者資金貸付金貸付申請書

７　様式第２―２２号　認定計画提出者資金貸付金事業計画書

８　様式第２―２３号　認定計画提出者資金貸付金資金計画書

９　様式第２―２４号　認定計画提出者資金貸付金収支計画書

１０　様式第２―２５号　認定計画提出者資金貸付金借用証書

１１　様式第２―２６号　地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書

１２　様式第２―２７号　地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書

１３　様式第２―２８号　地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書

１４　様式第２―２９号　地方公共団体資金貸付金実績報告書

１５　様式第２―３０号　地方公共団体資金貸付金清算調書

１６　様式第２―３１号　地方公共団体資金貸付金受入調書

１７　様式第２―３２号　認定計画提出者資金貸付金実績報告書

１８　様式第２―３３号　認定計画提出者資金貸付金資金調書

様式第２－１６号

番　　号

年　　月　　日

国土交通省都市局長　殿

申請者　地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律（以下「法」という。）第１条第２項第３号による認定計画提出者に対する貸付事業に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

１．貸付金の額　　金　　円也

［償還表］

２．貸付金は、利率年　　％　　令和　年　月　日まで据え置き、以降令和　年　月　日までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日（利払期日を含む）	元　　金	利　　息	償還金合計額
１　令和　年　月　日	円	円	円
２　令和　年　月　日	円	円	円
合　　計	円	円	円

３．別紙に定める貸付条件に従います。

（別紙）

第１条　認定計画提出者資金貸付金の貸付けを受ける認定計画提出者に対し、土地、建物若しくは確実と認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人を立てさせます。

第２条　借用金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第３条　認定計画提出者に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、借用金のうち不必要となった部分を、国の指定する日までに返還します。

第４条　認定計画提出者が次の各号の一に該当する場合において、認定計画提出者から該当することとなった日から３０日以内にその旨報告させ、認定計画提出者資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させます。

一　事業が終了した場合

二　認定計画提出者の事由により繰上償還の必要が生じた場合

２　認定計画提出者が前項に該当することとなった日から４０日以内に地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、本文２にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、繰上償還します。

３　前項のほか借用金の全部又は一部を繰上償還する必要が生じた場合には、地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、当該借用金を繰上償還します。

第５条　借用金の償還又は第３条による返還を怠ったときは、償還期日又は第３条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第６条　国において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一　借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は　年　月　日までに借用の目的に使用しないとき。

二　借用金の償還又は第３条による返還を怠ったとき。

三　第１条、第２条又は第７条から第１２条までの定めに反したとき。

２　国が前項第１号又は第３号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第７条　認定計画提出者から認定計画提出者資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させた場合は、速やかに地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を繰上償還します。

２　認定計画提出者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、認定計画提出者から加算金を徴収した場合においては、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第８条　次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

一　事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二　事業の遂行が困難となった場合

三　貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第９条　地方公共団体資金貸付金実績報告書を翌年度の４月３０日までに国に提出します。

２　認定計画提出者に対する貸付金を貸し付けた年度の翌年から当該貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金を貸付けた認定計画提出者の毎年度の認定計画提出者資金貸付金実績報告書及び認定計画提出者資金貸付金資金調書を翌年度の６月２０日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあっては、４月２０日）までに提出させ、その写しを翌年度の６月３０日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあっては、４月３０日）までに国に提出します。

３　認定計画提出者の施行する事業が完了した場合には、認定計画提出者から第４条第１項の報告に合わせ認定計画提出者資金貸付金実績報告書及び認定計画提出者資金貸付金資金調書を提出させ、同条第２項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書の提出に合わせその写しを国に提出します。

４　国において事業の実績が借用の目的又は地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書の内容に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第１０条　認定計画提出者に対する貸付金の償還が完了するまでの間、認定計画提出者の住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更又は施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、認定計画提出者から速やかにその旨報告させるとともに、速やかに国に報告します。

第１１条　国において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第１２条　認定計画提出者に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第３６条第１号から第９号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

様式第2－17号

地方公共団体資金貸付金貸付計画書

地方公共団体名		都市公園名								（単位：千円）
事業名	施行者名	貸付限度額		年度まで	年度	年度	年度	年度	年度以降	計
○○事業	○○		事業費							
			貸　付 （予定）額							
			事業費							
			貸　付 （予定）額							
			事業費							
			貸　付 （予定）額							
			事業費							
			貸　付 （予定）額							
			事業費							
			貸　付 （予定）額							
			事業費							
			貸　付 （予定）額							
			事業費							
			貸　付 （予定）額							
			事業費							
			貸　付 （予定）額							
			事業費							
			貸　付 （予定）額							
			事業費							
			貸　付 （予定）額							
			事業費							
			貸　付 （予定）額							
合　計			事業費							
			貸　付 （予定）額							
国からの借入（予定）額合計										

（様式第２－１８号）

番　　号

年　　月　　日

地方公共団体の長　　殿

支出負担行為担当官
国土交通省都市局長
（公印省略）

地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書

令和　　年　　月　　日付け第　　号で貸付申請のあった標記貸付金については、下記のとおり貸し付けることにしたので通知する。

記

１　貸付金額　　金　　円也
２　貸付金交付時期　　令和　　年　　月　　日（　　円）
３　貸付金は、利率年　　％　　令和　　年　　月　　日まで据え置き、以降令和　　年　　月　　日までに償還すること。なお、貸付日以前に利率の変更があった場合（遡及して変更される場合を含む。）には、貸付日においての利率とする。

償還期日（利払期日を含む）	元　　金	利　　息	償還金合計額
１　令和　　年　　月　　日	円	円	円
２　令和　　年　　月　　日	円	円	円
合　　計	円	円	円

４　都市開発資金貸付金貸付要領（平成１１年建設省経整発第２８号、建設省都再発第２９号、建設省都区発第２４号、建設省住街発第３９号）第２編第２章に定める貸付条件に従うこと。

様式第２－１９号

番　　号
年　　月　　日

支出官国土交通大臣官房会計課長　殿

住　　所
地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金支払請求書

本（都道府県、市町村）は、令和　　年　　月　　日付け国都総第　　号をもって貸付決定通知を受けました標記貸付金につきましては、下記のとおり支払い請求します。

記

支払請求金額　　金　　円也

内訳　(1) 貸付決定を受けた金額　　円
(2) 既に交付を受けた金額　　円
(3) 今回貸付けを受けるまでに支出される金額　　円
(4) 次回貸付けを受けるまでに支出が見込まれる金額　　円
差引　(3)　＋　(4)　－　(2)　　円

（注）資金振込先を下欄に記入すること。
〇〇銀行〇〇支店　　口座番号
口座名義

様式第２－２０号

地方公共団体資金貸付金借用証書

金　　円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和４１年法律第２０号）第１条第２項第３号による認定計画提出者に対する貸付事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成１１年建設省経整発第２８号、建設省都再発第２９号、建設省都区発第２４号、建設省住街発第３９号）第２編第２章の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第１条　貸付金は、利率年　　％　　令和　年　月　日まで据え置き、以降令和　年　月　日までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日（利払期日を含む）	元　　金	利　　息	償還金合計額
１　令和　年　月　日	円	円	円
２　令和　年　月　日	円	円	円
合　　計	円	円	円

第２条　認定計画提出者資金貸付金の貸付けを受ける認定計画提出者に対し、土地、建物若しくは確実と認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人を立てさせます。

第３条　借用金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第４条　認定計画提出者に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、借用金のうち不必要となった部分を、国の指定する日までに返還します。

第５条　認定計画提出者が次の各号の一に該当する場合において、認定計画提出者から該当することとなった日から３０日以内にその旨報告させ、認定計画提出者資金

貸付金の全部又は一部を繰上償還させます。

一　事業が終了した場合

二　認定計画提出者の事由により繰上償還の必要が生じた場合

２　認定計画提出者が前項各号の一に該当することとなった日から４０日以内に地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、第１条にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、繰上償還します。

３　前項のほか借用金の全部又は一部を繰上償還する必要が生じた場合には、地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、当該借用金を繰上償還します。

第６条　借用金の償還又は第４条による返還を怠ったときは、償還期日又は第４条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第７条　国において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一　借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は　年　月　日までに借用の目的に使用しないとき。

二　借用金の償還又は第４条による返還を怠ったとき。

三　第２条、第３条又は第８条から第１３条までの定めに反したとき。

２　国が前項第１号又は第３号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第８条　認定計画提出者から認定計画提出者資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させた場合は、速やかに地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を繰上償還します。

２　認定計画提出者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、認定計画提出者から加算金を徴収した場合においては、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第９条　次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

一　事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二　事業の遂行が困難となった場合

三　貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第１０条　地方公共団体資金貸付金実績報告書を翌年度の４月３０日までに国に提出します。

２　認定計画提出者に対する貸付金を貸し付けた年度の翌年から当該貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金を貸付けた認定計画提出者の毎年度の認定計画提出

者資金貸付金実績報告書及び認定計画提出者資金貸付金資金調書を翌年度の６月２０日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあっては、４月２０日）までに提出させ、その写しを翌年度の６月３０日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあっては、４月３０日）までに国に提出します。

３　認定計画提出者の施行する事業が完了した場合には、認定計画提出者から第５条第１項の報告に合わせ認定計画提出者資金貸付金実績報告書及び認定計画提出者資金貸付金資金調書を提出させ、同条第２項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書の提出に合わせその写しを国に提出します。

４　国において事業の実績が借用の目的又は地方公共団体資金貸付金貸付決定書の内容に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第１１条　認定計画提出者に対する貸付金の償還が完了するまでの間、認定計画提出者の住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更又は施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、認定計画提出者から速やかにその旨報告させるとともに、速やかに国に報告します。

第１２条　国において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第１３条　認定計画提出者に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第３６条第１号から第９号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

令和　年　月　日

地方公共団体の長

様式第２－２１号

番　　号
年　　月　　日

地方公共団体の長　殿

申請者　○○
代表者氏名

認定計画提出者資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第１条第２項第３号による事業に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

１．貸付金の額　　金　　円也

２．貸付対象事業　　○○事業（施行者名）

［償還表］

３．貸付金は、利率年　　％　　令和　年　月　日まで据え置き、以降令和　年　月　日までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日（利払期日を含む）	元　　金	利　　息	償還金合計額
１　令和　年　月　日	円	円	円
２　令和　年　月　日	円	円	円
合　　計	円	円	円

４．別紙に定める貸付条件に従います。

（別紙）

第１条　都市公園法第５条の７第１項に規定する認定公募設置等計画に基づく同法第５条の２第１項に規定する公募対象公園施設及び同条第２項第５号に規定する特定公園施設の建設（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第２条　認定計画提出者の事由により繰り上げ償還の必要が生じたときは、該当することとなった日から３０日以内に貴（都道府県、市町村）にその旨報告し、本文３

の規定にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して認定計画提出者資金貸付金の全部又は一部を貴（都道府県、市町村）の指定する日までに繰上償還します。

２　前項に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第３条　借用金の償還又は第１条による返還を怠ったときは、償還期日又は第１条により貴（都道府県、市町村）が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第４条　貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一　借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は　年　月　日までに借用の目的に使用しないとき。

二　借用金の償還又は第１条による返還を怠ったとき。

三　第５条、第６条、第８条又は第９条の定めに反したとき。**（注：債権保全の方法が担保の設定である場合は「第５条から第８条までの定めに反したとき。」とする。）**

２　貴（都道府県、市町村）が前項第１号又は第３号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第５条　次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都道府県、市町村）に報告し、その指示に従います。

一　事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

三　事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第６条　毎年度の認定計画提出者資金貸付金実績報告書及び認定計画提出者資金貸付金資金調書を翌年度の６月２０日（借用金を借り入れた年度の翌年にあっては、４月２０日）までに貴（都道府県、市町村）に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から３０日以内に認定計画提出者資金貸付金実績報告書及び認定計画提出者資金貸付金資金調書を貴（都道府県、市町村）に提出します。

２　貴（都道府県、市町村）において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

（注：債権保全の方法により次のいずれかの欄の規定を用いること。）

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合
第７条　保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。	
第８条　債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。	第７条　債務者は、貴（都道府県、市町村）に担保物件を提供します。
２　債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、	２　債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保

かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。	物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。
第９条　保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに貴（都道府県、市町村）に保証人変更申請書を提出します。 ２　貴（都道府県、市町村）において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。	第８条　貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。
第１０条　本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第８条第１項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。	第９条　本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第７条第１項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。

様式第2－22号

認定計画事業者資金貸付金事業計画書

（単位：千円）

地方公共団体名			都市公園名		
事　業　名			施行者名		
事業実施時期			供用開始時期		
	全体計画	前年度まで	今年度	次年度以降	スケジュール
工　事　費					
設計費					
実施設計費					
本工事費					
除却・整地費					
公募対象公園施設整備費					
特定公園施設整備費					
その他工事費					
その他					
合　　計（A）					
貸付限度額（A×1／2）					
貸付予定額（国の貸付額）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	

（注）位置図、区域図、現況図、施設建築物計画図（配置図、平面図、縦断面図）を添付すること。

様式第2－23号

認定計画提出者資金貸付金資金計画書

（単位：千円）

地方公共団体名		都市公園名	
事業名		施行者名	

			合　計(a＋b＋c)	前年度まで(a)	今年度(b)	次年度以降(c)	備　考
資金収入	前年度からの繰越額						
	自己資金						
	補助・交付金						
	借入金	認定計画提出者資金貸付金借入金					
		その他の借入金					
	その他						
	合計(A)						
資金支出	工事費合計						
	借入金償還	認定計画提出者資金貸付金借入金					
		その他の借入金					
	その他						
	合計(B)						
後年度への繰越金(A－B)							

（注）

1. 資金支出欄中工事費合計欄は、様式第2－22号の工事費合計と整合をとること。

○その他の借入金内訳

借入先	借入金額	借入年月	利率	償還期間(据置期間)	償還方法	備考
○○銀行		年　月	%	年 (　　年)		
合計						

（様式第2－24号）

認定計画提出者資金貸付金収支計画書

1. 認定計画提出者施設等賃貸等資金計画書

地方公共団体名		都市公園名		施行者名	

（単位：千円）

事　業　名		開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
項　　目		開業前	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
調達資金(A)																							
繰越金 a																							
自己資金 b																							
経常収入 c																							
利用料金																							
飲食物販																							
駐車場																							
その他収入																							
借入金 d																							
長期借入金																							
認定計画提出者資金貸付金借入金																							
その他借入金																							
その他借入金																							
所要資金(B)																							
購入費 e																							
工事費 f																							
開業費 g																							
管理費 h																							
公租公課																							
保険料																							
修繕費																							
光熱水費																							
経費（人件費等）																							
金利 i																							
借入金元本返済 j																							
長期借入返済																							
認定計画提出者資金貸付金借入金																							
その他借入金																							
その他借入金																							
その他支出 k																							
納税引当金･法人税 o																							
差引余剰金(A－B)																							

2. 損益計算書

（単位：千円）

	開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
項　　目	開業前	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
償却前利益 l＝c－h－i－k																						
償却費 m																						
建物償却費																						
設備償却費																						
その他償却費																						
当期利益 n＝l－m																						
納税引当金･法人税 o																						
税引後利益 p＝n－o																						
累積利益																						

3. 借入金残高

（単位：千円）

	開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
項　　目	開業前	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
借入金残高																						
長期借入金																						
認定計画提出者資金貸付金借入金																						
その他借入金																						
その他借入金																						

（注）
1．認定計画提出者資金貸付金により整備した施設等に係る収支計画を記入すること。
2．認定計画提出者の予算書を添付すること。

様式第２－２５号

認定計画提出者資金貸付金借用証書

金　　円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和４１年法律第２０号）第１条第２項第３号による事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成１１年建設省経整発第２８号、建設省都再発第２９号、建設省都区発第２４号、建設省住街発第３９号）第２編第２章の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第１条　貸付金は、利率年　　％　　令和　年　月　日まで据え置き、以降令和　年　月　日までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日（利払期日を含む）	元　　金	利　　息	償還金合計額
１　令和　年　月　日	円	円	円
２　令和　年　月　日	円	円	円
合　　計	円	円	円

第２条　都市公園法第５条の７第１項に規定する認定公募設置等計画に基づく同法第５条の２第１項に規定する公募対象公園施設及び同条第２項第５号に規定する特定公園施設の建設（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第３条　次の各号の一に該当する場合には、該当することとなった日から３０日以内に貴（都道府県、市町村）にその旨報告し、第１条の規定にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して認定計画提出者資金貸付金の全部又は一部を貴（都道府県、市町村）の指定する日までに繰上償還します。

一　事業が終了した場合

二　その他事由により繰上償還の必要が生じた場合

２　前項第１号又は第２号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第４条　借用金の償還又は第２条による返還を怠ったときは、償還期日又は第２条により貴（都道府県、市町村）が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第５条　貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一　借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は　年　月　日までに借用の目的に使用しないとき。

二　借用金の償還又は第２条による返還を怠ったとき。

三　第６条、第７条、第９条又は第１０条の定めに反したとき。**（注：債権保全の方法が担保の設定である場合は「第6条から第9条までの定めに反したとき。」とする。）**

２　貴（都道府県、市町村）が前項第１号又は第３号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第６条　次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都道府県、市町村）に報告し、その指示に従います。

一　事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

三　事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第７条　毎年度の認定計画提出者資金貸付金実績報告書及び認定計画提出者資金貸付金資金調書を翌年度の６月２０日（借用金を借り入れた年度の翌年にあっては、４月２０日）までに貴（都道府県、市町村）に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から３０日以内に認定計画提出者資金貸付金実績報告書及び認定計画提出者資金貸付金資金調書を貴（都道府県、市町村）に提出します。

２　貴（都道府県、市町村）において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

（注：債権保全の方法により次のいずれかの欄の規定を用いること。）

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合
第８条　保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。	
第９条　債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。	第８条　債務者は、貴（都道府県、市町村）に担保物件を提供します。
２　債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴	２　債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、

（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。	市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。
第１０条　保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに貴（都道府県、市町村）に保証人変更申請書を提出します。 ２　貴（都道府県、市町村）において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。	第９条　貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。
第１１条　本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第９条第１項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。	第１０条　本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第８条第１項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。

令和　年　月　日

債務者　　○○
　代表者住所
　代表者氏名

保証人
　住所
　氏名

様式第２－２６号

番　　号
年　　月　　日

地方公共団体の長　殿

国土交通省都市局長
（公印省略）

地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書

令和　　年　　月　　日国都総第　　号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、都市開発資金貸付要領（平成１１年建設省経整発第２８号、建設省都再発第２９号、建設省都区発第２４号、建設省住街発第３９号）第２条の３４第１項第２号の規定により下記のとおり償還されたい。

記

１　繰上償還額等
（１）繰上償還すべき額　　金　　円

（２）都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第○条第○項の規定により国に納付しなければならない額　　金　　円

合　計（１）＋（２）　　金　　円

２　繰上償還の期日　　令和　　年　　月　　日

３　繰上償還される貸付金にかかる貸付対象事業名及び貸付対象施行者名

４　繰上償還後の貸付金の未償還残高　　金　　円

５　改定償還計画

償還期日（利払期日を含む）	元　　金	利　　息	償還金合計額
１　令和　　年　　月　　日	円	円	円
２　令和　　年　　月　　日	円	円	円
合　　計	円	円	円

様式第２－２７号

番　　号
年　　月　　日

国土交通省都市局長　殿

地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書

令和　　年　　月　　日国都総第　　号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金について、下記のとおり繰上償還したいので、都市開発資金貸付要領（平成１１年建設省経整発第２８号、建設省都再発第２９号、建設省都区発第２４号、建設省住街発第３９号）第２条の３４第２項の規定により申し込みます。

記

１　繰上償還の事由

２　繰上償還の額　　金　　円

３　繰上償還の期日　　令和　　年　　月　　日

４　繰上償還される貸付金にかかる貸付対象事業名及び貸付対象施行者名

５　繰上償還後の貸付金の未償還残高　　金　　円

６　改定償還計画

償還期日（利払期日を含む）	元　　金	利　　息	償還金合計額
１　令和　　年　　月　　日	円	円	円
２　令和　　年　　月　　日	円	円	円
合　　計	円	円	円

様式第２－２８号

番　　号
年　　月　　日

地方公共団体の長　殿

国土交通省都市局長
（公印省略）

地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書

令和　　年　　月　　日国都総第　　号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、令和　年　月　日付け第　号による申込みのとおり繰上償還されたく、都市開発資金貸付要領（平成１１年建設省経整発第２８号、建設省都再発第２９号、建設省都区発第２４号、建設省住街発第３９号）第２条の３４第３項の規定により、下記のとおり通知する。

記

１　繰上償還すべき額　　金　　円

２　繰上償還の期日　　令和　　年　　月　　日

３　繰上償還される貸付金にかかる貸付対象事業名及び貸付対象施行者名

４　繰上償還後の貸付金の未償還残高　　金　　円

５　改定償還計画

償還期日（利払期日を含む）	元　　金	利　　息	償還金合計額
１　令和　　年　　月　　日	円	円	円
２　令和　　年　　月　　日	円	円	円
合　　計	円	円	円

様式第２－２９号

番　　号
年　　月　　日

国土交通省都市局長　殿

地方公共団体の長

令和　　年度地方公共団体資金貸付金実績報告書

令和　　年　　月　　日国都総第　　号をもって貸付決定通知を受けた標記の事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　貸付対象事業

２　国から地方公共団体への貸付金の決定額及びその精算額
　貸付決定額　　円
　貸付金精算額　　円

３　地方公共団体から認定計画提出者への貸付金の決定額及びその精算額
　貸付決定額　　円
　貸付金精算額　　円

４　貸付事業の成果
　別紙の添付書類のとおり

様式第２－３０号

地方公共団体資金貸付金精算調書

事業名	施行者名	区分	貸付決定の内容(円)	精算の内容(円)	貸付年月日	摘要
○○事業	○○	全体事業費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		○○年度事業費				
		貸付額				
		全体事業費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		○○年度事業費				
		貸付額				
合　　計	―	―			―	
国からの借用金	―	―			―	

様式第２－３１号

地方公共団体資金貸付金受入調書

区　　分		第　　回	第　　回	合　　計	備　　考
貸付決定	貸付決定年月日	年　月　日	年　月　日		
	貸付決定番号				
	貸付決定額	円	円		
決定の変更	変更年月日	年　月　日	年　月　日		
	変更番号				
	変更貸付額	円	円		
決定の取消	取消年月日	年　月　日	年　月　日		
	取消番号				
	取消額	円	円		
貸付金受入	受入年月日	年　月　日	年　月　日		
	受入額	円	円		

（注）「第　回」は貸付決定の回数に応じ欄を増減すること。

様式第2－32号

認定計画提出者資金貸付金実績報告書

（単位：千円）

地方公共団体名			都市公園名			
事　業　名			施行者名			
	全体計画	前々年度まで	前年度計画	前年度実績	今年度以降	スケジュール
工　事　費						
設計費						
実施設計費						
本工事費						
除却・整地費						
公募対象公園施設整備費						
特定公園施設整備費						
その他工事費						
その他						
合　　計(A)						
貸付限度額(A×1／2)						
貸付予定額(国の貸付額)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	

様式第2－33号

認定計画提出者資金貸付金資金調書

（単位：千円）

地方公共団体名		都市公園名	
事業名		施行者名	

			合　計（a＋b＋c）	前々年度まで（a）	前年度貸付決定	前年度（b）	今年度以降（c）	備　考
資金収入	前年度からの繰越額							
	自己資金							
	補助・交付金							
	借入金	認定計画提出者資金貸付金借入金						
		その他の借入金						
	その他							
	合計（A）							
資金支出	工事費合計							
	借入金償還	認定計画提出者資金貸付金借入金						
		その他の借入金						
	その他							
	合計（B）							
後年度への繰越金（A－B）								

（注）

1．資金支出欄中工事費合計欄は、様式第2－22号の工事費合計と整合をとること。

○その他の借入金内訳

借入先	借入金額	借入年月	利率	償還期間（据置期間）	償還方法	備考
○○銀行		年　月	%	年 （　年）		
合計						